企業版
ふるさと納税の
ご案内

塩谷町地方創生推進事業

企業の皆様、町で目指す
「住みたい」「住み続けたい」と
思える　まちづくりをご支援ください。

○企業版ふるさと納税とは

国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

例　1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税
寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税
法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税
寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

○企業にとってのメリット

税制優遇を受けつつ
社会貢献
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

報道発表、町の広報など
企業PR

地方公共団体との新たな
パートナーシップ

制度活用にあたっての留意事項

- 1回当たり**10万円以上の寄附**が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として**経済的な利益**を受けることは**禁止**されています。
  例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。× 寄附を行うことを入札参加要件とする。
  ※地方公共団体の広報誌やホームページ等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た上での地方公共団体との契約などは問題ありません。
- **本社が所在**する**地方公共団体への寄附**については、本制度の**対象となりません。**
  この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
  例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- **次の都道府県、市区町村への寄附**については、本制度の**対象となりません。**
  i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
  ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村※
  ※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

企業版ふるさと納税寄附募集事業のご紹介

①働く場の確保事業

本町ならではの自然資源を活かした農林業をはじめとする既存産業の振興や、新たな事業等の創出・雇用を促す支援等の取組を進め、あらゆる世代にとって魅力のある働く場の確保を推進します。

【具体的な事業】・新規就農林業支援事業 ・創業支援事業　等

②地域の魅力向上と関係人口の創出事業

本町の持つ魅力を更に高め、町内外へ広く発信しながら、故郷を愛する人達や、本町と楽しく関わりを持ち続けることができる人達を増やし、多くの転入者や来訪者を受け入れることができる環境づくりを推進します。

【具体的な事業】・自立のまちづくり応援交付金事業
・ふるさと大好きしおやっ子育成事業　等

③生みやすさ・育てやすさの充実事業

本町の子育て世帯の負担が少しでも軽減され、子ども達が伸びやかに成長することができるよう、経済面・精神面でのサポートや仕事・子育ての両立の支援等を進め、若い世代がこの町で子どもを生み、育てたいと思う環境の充実を推進します。

【具体的な事業】・しおやっこ応援金支給事業・中学校進学祝い金事業 等

④住みやすさの充実事業

先人達から引き継がれてきた、利便性の高い豊かな暮らしに係る既存のまちづくり資源・ストックを守り、活かしながら、若者からお年寄りまで、すべての世代が住み続けたいと思える、安全かつ快適な生活基盤や居住環境の形成を推進します。

【具体的な事業】・合併処理浄化槽設置補助事業・公共交通対策事業　等

塩谷町 空き家バンク

寄付の流れ

寄付の申込	寄付金の払込	申告の手続き
下記宛てに寄付申込書をご提出ください。	払込方法をご案内させていただきます。	町が交付する受領証により申告手続きをお願いします。

【問い合わせ】
塩谷町企画調整課総合政策担当
〒329-2292 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生955番地3
電　話：0287-45-1112　ＦＡＸ：0287-41-1014　E-mail：kikaku@town.shioya.tochigi.jp